

令和6年度 長野市し尿処理概要

(令和5年度結果 令和6年7月発行)

環境部生活環境課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL 026-224-5036, 7635 FAX 026-224-8909

Eメール seikatukankyo@city.nagano.lg.jp

長野市衛生センター

〒380-0913 長野市大字川合新田2938

TEL 026-221-6746 FAX 026-221-6806

Eメール eisei@city.nagano.lg.jp

長野市ホームページ

<http://www.city.nagano.nagano.jp/>

(くらし・手続き>し尿・雑排水・浄化槽)

目 次

1	し尿処理の概要	1
	(1) し尿収集業務の経過	1
	(2) 収集運搬及び収集方法等	2
	(3) し尿処理手数料	3
	(4) 徴収状況	4
	(5) し尿収集運搬業務等の委託料	6
	(6) し尿等処理形態	6
	(7) し尿等収集件数	8
	(8) 中間処理	9
	(9) 最終処分	10
	(10) し尿等処理量	10
	(11) 一部事務組合	12
2	生活雑排水汚泥処理の概要	13
	(1) 生活雑排水汚泥処理の経過	13
	(2) 生活雑排水汚泥の処理	13
	(3) 収集方式	14
	(4) 生活雑排水処理手数料改定の推移	14
	(5) 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金と処理委託料の推移	14
	(6) 収集許可事業者	14
	(7) 中間処理	15
	(8) 最終処分	15
	(9) 収集量の推移	15
	(10) 申し込み基数及び作業基数の推移(年度末)	15
	(11) 地区別申し込み基数の推移(年度末)	16
	(12) 生活雑排水汚泥の処理体系	17
3	長野市廃棄物減量等推進審議会	17

長野市における生活排水処理の概要

生活排水処理は、市民生活に密着した重要な行政サービスである。市では、衛生的かつ安心できる市民生活確保のため、未水洗化世帯への計画的で合理的な処理に努めている。

公共下水道等の整備による水洗化の進展に伴い、し尿・生活雑排水汚泥処理の対象人口及び世帯数は減少傾向にあり、収集量及び処理量についても平成8年度をピークに減少の一途をたどっている。

処理区域は市内全域とし、委託及び許可事業者がそれぞれ地区割により収集し、定められた処理施設に搬入している。このうち、し尿については、長野市衛生センターと2つの一部事務組合施設で処理している。犀峽衛生センターは、平成26年10月から休止し、災害時に利活用をする。

1 し尿処理の概要

(1) し尿収集業務の経過

昭和29年	清掃法の制定により、許可制になったため、既存の事業者は許可を取得して営業を行うようになった。
昭和31年	事業者の料金格差が問題化したため、市は業界に対して統合を呼び掛け、事業者は任意団体「長野市清掃組合」を設立した。
昭和32年	料金の統一が行われた。
昭和41年	長野市の大合併に伴い、篠ノ井、松代、川中島、更北、七二会、信更地区の事業者も組合に加入し、若穂地区を除いて統一がされた。
昭和44年	若穂地区を除き、市が事業者に委託する形態に改めた。
平成3年	長野市清掃組合は法人化され「長野市生活環境協同組合」となり、収集運搬を同組合に一括委託する形態で現在に至っている。
平成17・22年	合併した豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区は、許可事業者が合併前と同様に収集運搬を行った。
平成25年	豊野地区の処理を豊田衛生センター（北信保健衛生施設組合）から長野市衛生センターへ変更した。
平成26年	犀峽衛生センターの休止に伴い、七二会、信更、大岡、信州新町、中条地区の処理を長野市衛生センターへ変更した。 し尿処理手数料の改定を行い、全市統一料金となった。
平成28年	これまで許可制であった若穂、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区の事業者が組合に加入し、全市委託となった。

(2) 収集運搬及び収集方法等

し尿及び一部の浄化槽汚泥の収集運搬は、委託により行っている。また、収集方法には、毎月定期的に作業を行う定額制及び随時連絡に基づく作業を原則とする従量制の2種類がある。

処理は地区割により、長野市衛生センター、千曲衛生センター（千曲衛生施設組合）及び須高衛生センター（須高行政事務組合）の3施設で行っている。

ア 収集区分

定額制	毎月定期的にくみ取りを行う。使用者の人数が把握でき、不特定多数の人が出入りをしない一般家庭を対象とした制度
従量制	くみ取り量の実績によって料金が決定される。事業所等の不特定多数が利用する施設、浄化槽の汚泥、簡易水洗の家庭を対象とした制度

イ 収集体制及び投入施設

委託事業者	地区	投入施設
長野市生活環境 協同組合 (有)長野浄化槽社 (有)金城 (株)篠ノ井環境サービス コマキ工業(株) (有)アクアテック (株)環境クリエイション 徳重衛生(同) (有)志賀プラントサービス	下記地区以外	長野市衛生センター (川合新田)
	篠ノ井	千曲衛生施設組合 千曲衛生センター (千曲市)
	松代	
	川中島	
	若穂	須高行政事務組合 須高衛生センター (須坂市)

(3) し尿処理手数料

ア し尿処理手数料(従量制)の概略(令和5年度改定)

地 区	区 分	料金(36ℓ換算)
長野市全域	くみ取り量 36リットル	417円

イ 改定の推移

(単位 円)

地区	改定年度及び単価(改定率%)					
旧長野 (若穂除く)	【H20】 307 (2.67)	【H23】 320 (4.23)	【H26】 358 (11.88)	【H29】 378 (5.59)	【R2】 412 (8.99)	【R5】 417 (1.21)
若穂	【H9】 262.5 (8.00)	【H19】 315 (20.00)	【H26】 358 (13.65)			
豊野	【H10】 260 (9.24)	【H23】 280 (7.69)	【H26】 358 (27.86)			
戸隠	【H9】 378 (1.94)	【H23】 320 (-15.35)	【H26】 358 (11.88)			
鬼無里	【H11】 510 (3.87)	【H23】 422 (-17.25)	【H26】 358 (-15.17)			
大岡	【H21】 306.7 (1.42)	【H23】 320 (4.23)	【H26】 358 (11.88)			
信州新町	【H22】 306.7 (6.50)	【H23】 320 (4.23)	【H26】 358 (11.88)			
中条	【H22】 306.7 (6.50)	【H23】 320 (4.23)	【H26】 358 (11.88)			

※料金：36リットル換算

(4) 徴収状況

長野市行政改革大綱に基づく事務事業見直しに伴い、平成18年度から徴収事務を長野市生活環境協同組合に委託している。

○現行契約の委託期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

○委託料 171,897,000円

ア し尿処理手数料の収入状況

(単位 円)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	件数 (人数)
調定額	過年度	4,664,121	4,298,936	3,756,802	2,854,931	2,866,106	426 (247)
	現年度	213,957,613	216,224,487	208,237,453	193,315,998	180,387,638	25,768 (10,967)
	合計	218,621,734	220,523,423	211,994,255	196,170,929	183,253,744	26,194 (11,214)
収入済額 (収納率)	過年度	2,159,356	2,029,109	1,695,482	1,299,535	1,440,906	193 (120)
		(46.30)	(47.20)	(45.13)	(45.14)	(50.27)	
	現年度	211,916,234	214,546,252	207,031,176	191,706,784	179,115,256	25,572 (10,854)
		(99.05)	(99.22)	(99.42)	(99.17)	(99.29)	
	合計	214,075,590	216,575,361	208,726,658	193,006,319	180,556,162	25,765 (10,974)
		(97.92)	(98.21)	(98.46)	(98.39)	(98.53)	
不納欠損額	過年度	304,796	232,324	468,698	340,148	233,154	49 (29)
未収額	過年度	2,199,969	2,064,203	1,592,622	1,215,248	1,192,046	184 (98)
	現年度	2,041,379	1,651,535	1,206,277	1,609,214	1,272,382	196 (113)
	合計	4,241,348	3,715,738	2,798,899	2,824,462	2,464,428	380 (211)

イ し尿処理手数料の納入方法 (年度末登録件数)

(単位 件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
納付書払	913	848	792	739	681
	(21.0)	(21.1)	(21.0)	(21.2)	(20.9)
口座振替	3,440	3,170	2,971	2,750	2,571
	(79.0)	(78.9)	(79.0)	(78.8)	(79.1)
合 計	4,353	4,018	3,763	3,489	3,252
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

※()内は構成比%

ウ 令和5年度不納欠損の内訳

(単位 円)

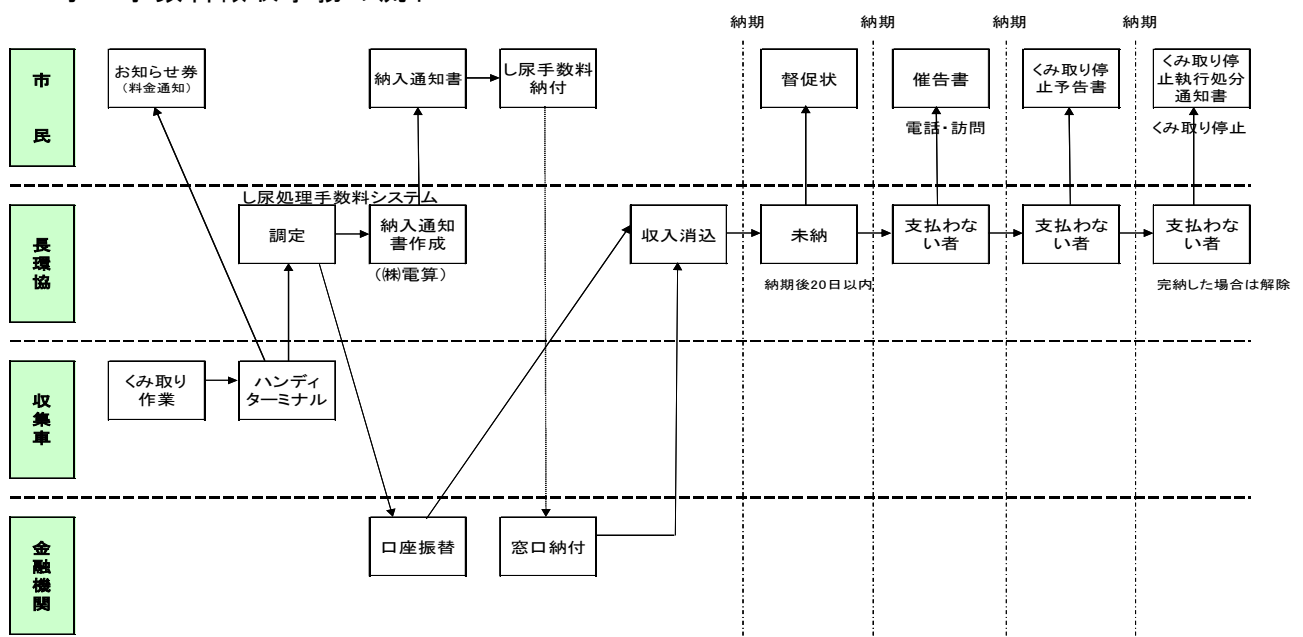
事由	人数 (構成比%)	件数 (構成比%)	不納欠損額 (構成比%)
生活困窮等	18 (62.1)	34 (69.4)	172,296 (73.9)
所在不明	8 (27.6)	11 (22.5)	45,738 (19.6)
本人死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)
破産宣告	2 (6.9)	3 (6.1)	8,694 (3.7)
法人破産手続廃止	1 (3.4)	1 (2.0)	6,426 (2.8)
合 計	29 (100.0)	49 (100.0)	233,154 (100.0)

エ 滞納整理

「市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金条例」及び「し尿処理手数料の滞納者に対する事務処理要領」に基づき、以下のとおり滞納整理を実施する。

督促	納期限後も未納の場合、納期限後20日以内に督促状を送付する。
催告	督促の納期限後も未納の場合、催告書を送付し、併せて電話又は訪問により催告を行う。
滞納整理強化月間 (一斉催告)	5月、12月の年2回、前年度に滞納があるもの等を対象に一斉に催告書を送付する。
納付誓約	滞納者から分割納付の申し出があった場合は、納付誓約書を提出させる。(分納期間は1年以内)
定期的作業の 一時中止 (くみ取り停止)	催告後も自主的納付が見込まれない滞納者に対し、くみ取り停止措置を行い、滞納手数料を完納した場合に措置を解除する。

オ 手数料徴収事務の流れ



(5) し尿収集運搬業務等の委託料

(単位 円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬	226,066,518 (98.0)	225,351,339 (99.7)	212,808,281 (94.4)	199,306,263 (93.7)	185,131,087 (92.9)
11人槽以上の合併処理浄化槽汚泥の処理	6,332,364 (92.1)	6,611,633 (104.4)	5,606,721 (84.8)	6,398,353 (114.1)	5,598,377 (87.5)
合 計	232,398,882 (97.9)	231,962,972 (99.8)	218,415,002 (94.2)	205,704,616 (94.2)	190,729,464 (92.7)

※ () 内は対前年度比(%)

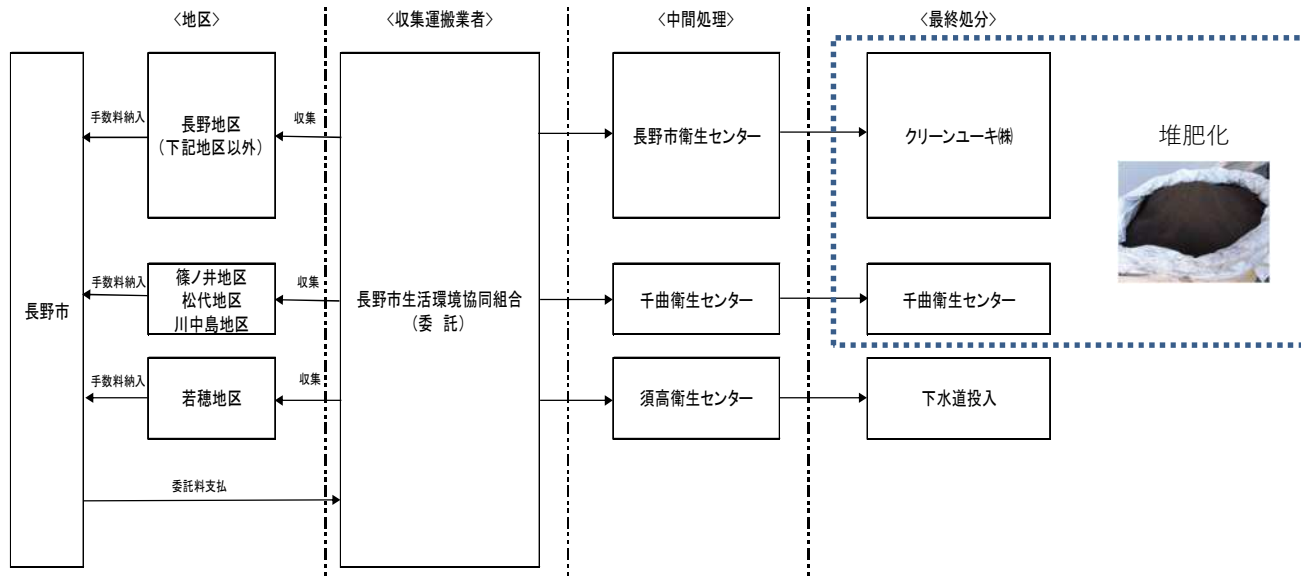
※し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は長野市生活環境協同組合が受託

(6) し尿等処理形態

ア し尿くみ取り

排出されたし尿(大小便)をそのまま貯める便槽があるトイレからし尿をくみ取ること。くみ取られたし尿は地区別に中間処理施設で処理され、堆肥化や下水道投入により最終処分される。

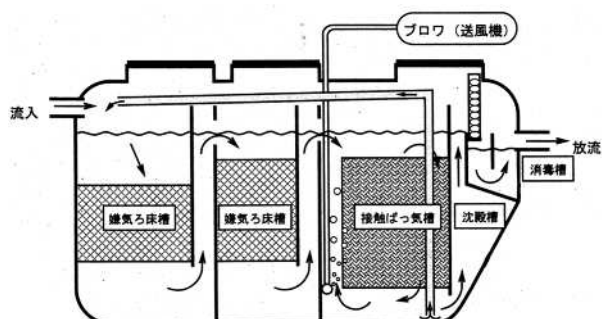
① し尿処理体系



イ 浄化槽汚泥

浄化槽とは、し尿・雑排水を敷地内に設置した槽内で微生物処理し、下水道以外に放流する設備のことで、槽内に発生した汚泥やスカムは、定期的な清掃や抜き取りが必要である。引き抜かれた汚泥は脱水処理された後、堆肥化处理される。

① 浄化槽の構造



② 浄化槽汚泥処理フロー



ウ 農業集落排水

公共下水道の整備計画がない農村集落において、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理する施設のこと。農業集落排水施設で発生した汚泥は、抜き取られ、脱水処理された後、堆肥化处理される。

① 農業集落排水のイメージ



(7) し尿等収集件数

ア 一般家庭のし尿等処理形態別世帯数（令和５年度）

上段：世帯、下段：人口

処理場名 (対象地区)	世帯 人口	くみ取りをしているもの			くみ取りをしていないもの				
		定額制	従量制	計	公共 下水道	特環 下水道	農業 集落排 水	合併 浄化槽	単独 浄化槽
長野市 衛生センター (下記を除く)	124,418 268,407	314 533	2,784 5,169	3,098 5,702	114,725 249,256	1,409 3,042	2,228 4,419	2,777 5,656	181 332
千曲 衛生センター (篠ノ井・松 代・川中島)	35,394 83,436	168 314	1,544 2,996	1,712 3,310	31,347 74,527	839 2,166	355 756	1,017 2,440	124 237
須高 衛生センター (若穂)	4,608 11,500	0 0	345 603	345 603	2,105 5,388	1,955 4,985	0 0	196 512	7 12
合計	164,420 363,343	482 847	4,673 8,768	5,155 9,615	148,177 329,171	4,203 10,193	2,583 5,175	3,990 8,608	312 581

※公共下水道には、特別使用を含む

イ 一般家庭のし尿等処理形態別世帯数の推移

(単位 世帯)

し尿処理形態区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
し尿	6,661	6,150	5,863	5,420	5,155
浄化槽	3,915	3,847	3,839	4,326	4,302
農業集落排水	2,745	2,724	2,718	2,606	2,583
合 計	13,321	12,721	12,420	12,352	12,040
(前年度増減比%)	(-3.1)	(-4.5)	(-2.4)	(-0.5)	(-2.5)

ウ 事業所を含むし尿作業区分別収集世帯数（令和５年度）

（単位 世帯）

作業区分		旧長野	若穂	豊野	戸隠	鬼無里	大岡	信州新町	中条	合計
一般家庭	定額制	482								482
	従量制	3,093	345	109	117	65	49	641	254	4,673
	計	3,575	345	109	117	65	49	641	254	5,155
事業所	従量制	636	77	27	12	3	15	33	4	807
合計	定額制	482								482
	従量制	3,729	422	136	129	68	64	674	258	5,480
	計	4,211	422	136	129	68	64	674	258	5,962

（８）中間処理

①長野市衛生センター

所在地 長野市大字川合新田2938番地
 竣工 昭和61年２月
 処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理
 処理能力 180kL／日（生し尿144kL／日、浄化槽汚泥36kL／日）
 処理主体 長野市（直営）
 処理区域 長野、更北、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条地区

②千曲衛生センター

所在地 千曲市大字屋代字中島3119番地
 竣工 平成５年８月
 処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理
 処理能力 310kL／日（生し尿270kL／日、浄化槽汚泥40kL／日）
 処理主体 千曲衛生施設組合
 処理区域 篠ノ井、松代、川中島地区

③須高衛生センター

所在地 須坂市大字小山2104番地36
 竣工 昭和61年３月
 処理方式 希釈後下水道投入
 処理能力 40kL／日（生し尿32kL／日、浄化槽汚泥8kL／日）
 処理主体 須高行政事務組合
 処理区域 若穂地区

(9) 最終処分

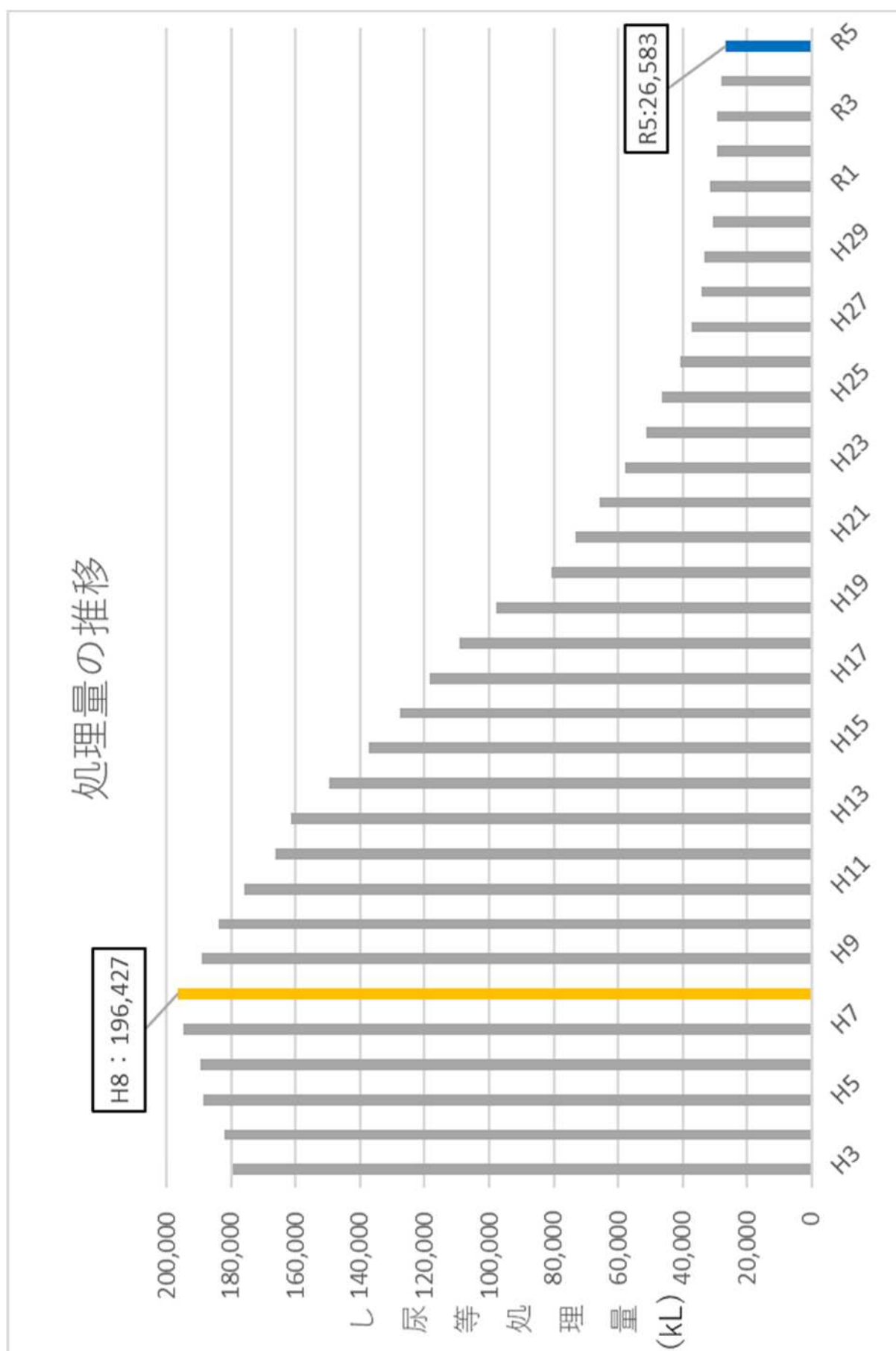
中間処理施設	最 終 処 分
長野市衛生センター	クリーンユーキ㈱佐久工場（佐久市）で堆肥化
千曲衛生センター	同センター内で堆肥化
須高衛生センター	同センター内で希釈後に下水道へ投入

(10) し尿等処理量

ア 施設別・処理形態別処理量

(単位 kL)

区分		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
長野市衛生 C	し尿	12,242.5	11,961.9	11,529.4	10,986.5	10,267.4
	浄化槽汚泥	4,731.1	4,381.6	4,790.1	4,829.7	4,440.4
	農業集落排水	1,836.8	1,729.4	1,837.1	1,819.8	1,764.7
	処理量計 (前年度比%)	18,810.4 (106.29)	18,072.9 (96.08)	18,156.6 (100.46)	17,636.0 (97.13)	16,472.5 (93.40)
千曲衛生 C	し尿	7,086.8	6,156.2	5,828.3	5,516.1	4,976.8
	浄化槽汚泥	3,306.9	3,088.3	2,994.2	2,879.9	3,219.8
	農業集落排水	315.0	335.0	324.0	335.0	310.0
	処理量計 (前年度比%)	10,708.7 (98.93)	9,579.5 (89.46)	9,146.5 (95.48)	8,731.0 (95.46)	8,506.6 (97.43)
須高衛生 C	し尿	1,131.3	993.3	931.2	841.7	763.5
	浄化槽汚泥	304.5	306.3	467.4	284.1	349.9
	処理量計 (前年度比%)	1,435.8 (96.34)	1,299.6 (90.51)	1,398.6 (107.62)	1,125.8 (80.49)	1,113.4 (98.9)
信濃理化学工業	浄化槽汚泥	563.5	582.0	493.9	563.6	490.0
	処理量計 (前年度比%)	563.5 (91.33)	582.0 (103.28)	493.9 (84.86)	563.6 (114.11)	490.0 (86.9)
合計	し尿	20,460.6	19,111.4	18,288.9	17,344.3	16,007.7
	浄化槽汚泥	8,906.0	8,358.2	8,739.6	8,557.3	8,500.1
	農業集落排水	2,151.8	2,064.4	2,167.1	2,154.8	2,074.7
	処理量計 (前年度比%)	31,518.4 (102.90)	29,534.0 (93.70)	29,195.6 (98.85)	28,056.4 (96.10)	26,582.5 (95.71)

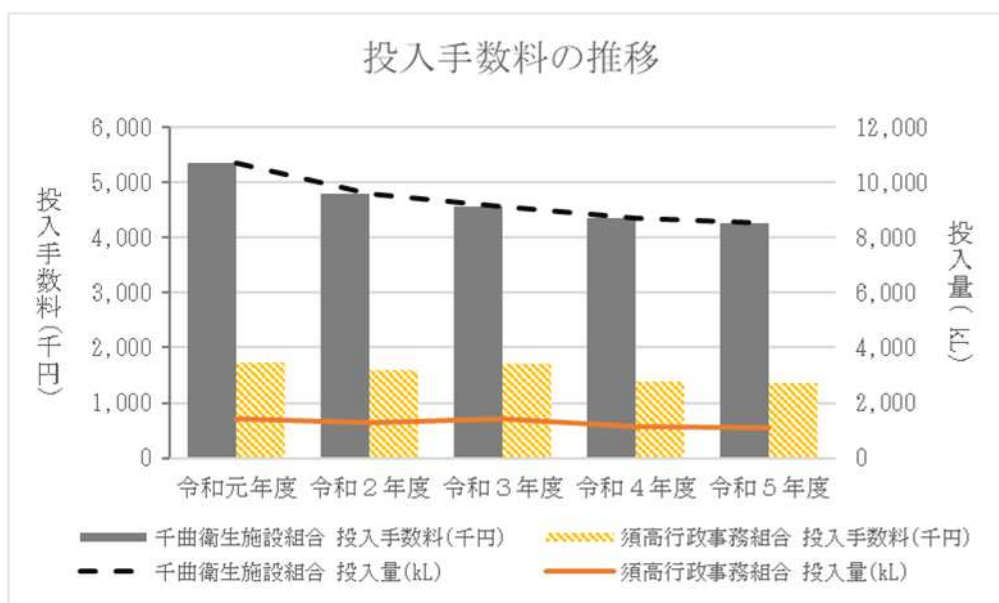


(11) 一部事務組合

ア 投入手数料

(単位 円)

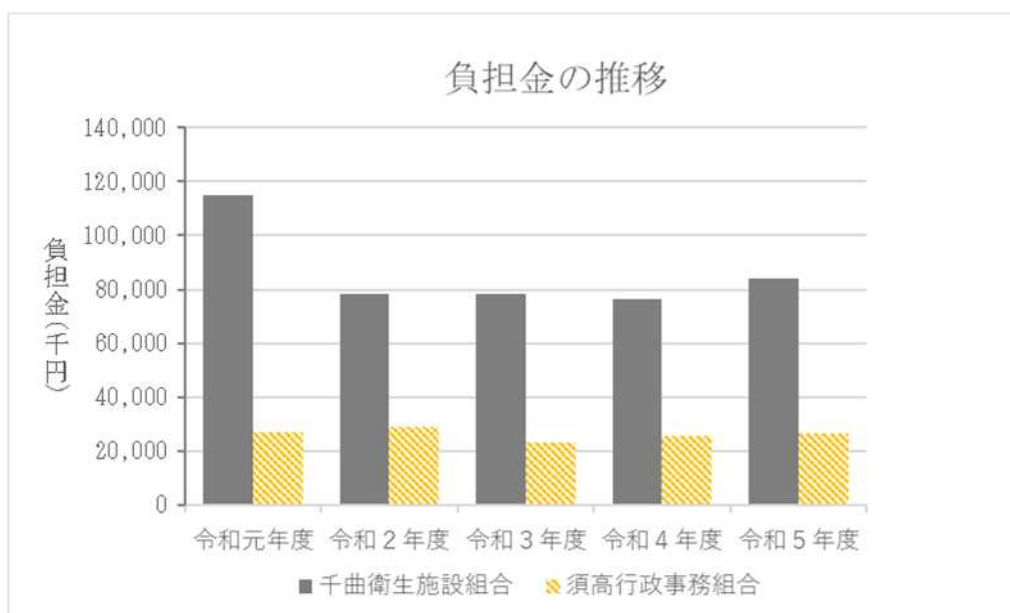
施設	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
千曲衛生センター	5,354,350	4,789,750	4,573,250	4,365,500	4,253,300
須高衛生センター	1,740,060	1,588,390	1,709,388	1,375,966	1,360,808



イ 負担金

(単位 円)

施設	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
千曲衛生センター	115,055,000	78,272,000	78,116,000	76,270,000	84,144,000
須高衛生センター	26,786,000	28,816,000	23,095,000	25,463,000	26,518,000



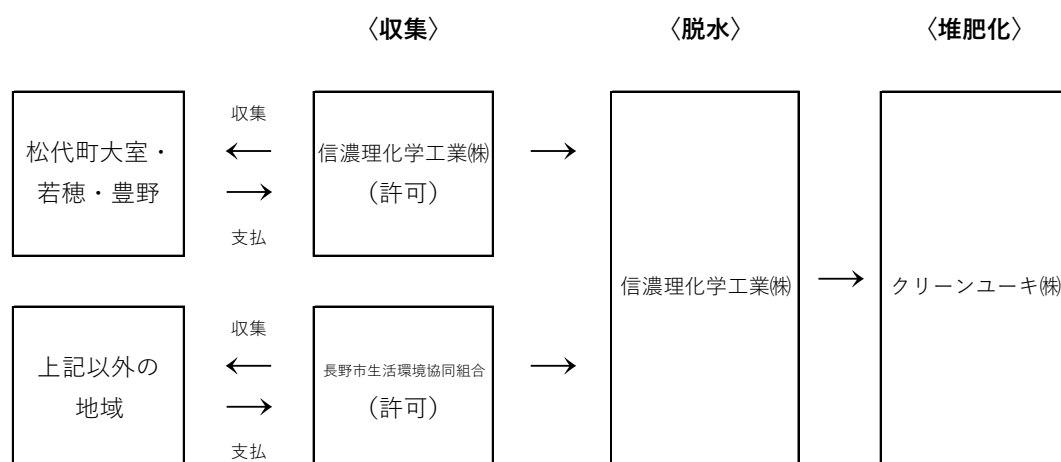
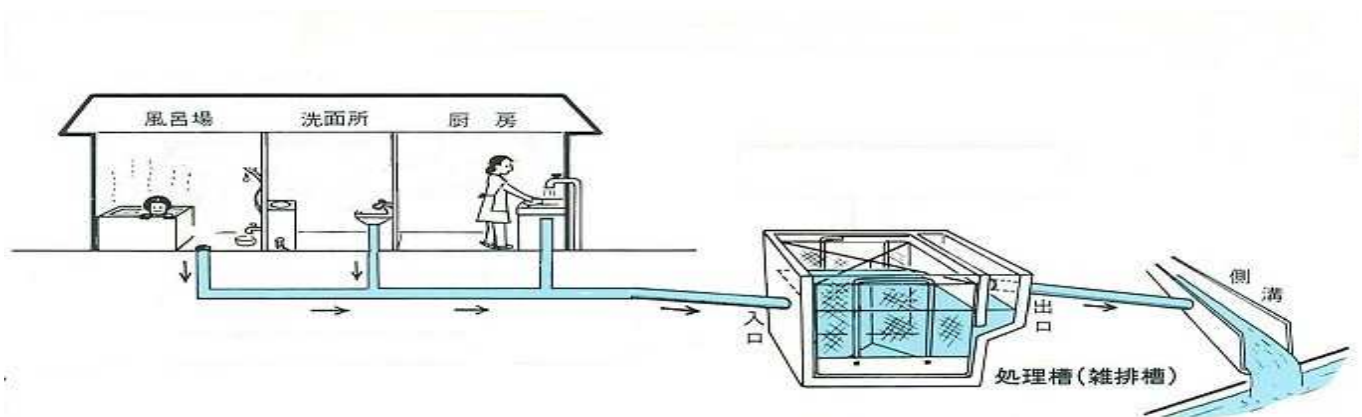
2 生活雑排水汚泥処理の概要

(1) 生活雑排水汚泥処理の経過

昭和48年	「生活雑排水簡易浄化槽設置補助金」を制定し、簡易浄化槽の設置に対して1基15,000円を交付し設置を促進した。
昭和52年	新築家屋は、義務設置として設置を促進した。
昭和59年	長野市生活雑排水処理場稼働
〃	「生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金」を制定し、定期的な抜き取り清掃を促進した。(手数料を条例で設定し全市統一)
平成14年	公共下水道等への接続が進み、簡易浄化槽の設置がわずかとなったため「生活雑排水簡易浄化槽設置補助金」を廃止した。
平成16年	長野市生活雑排水処理場廃止
平成17年	処理場廃止に伴い、汚泥処理を民間施設へ全面委託
〃	豊野・戸隠・鬼無里・大岡合併(合併時に長野市の制度に統一)
平成22年	信州新町・中条合併(合併時に長野市の制度に統一)

(2) 生活雑排水汚泥の処理

生活雑排水とは、家庭から出る排水のうちし尿を除いたもの。生活雑排水簡易浄化槽は敷地内に設置した槽内で汚泥を沈殿させ上澄み水を放流する設備のことで、沈殿した汚泥の定期的な汲み取り清掃が必要である。汲み取った汚泥は脱水処理されたのち、堆肥化されている。



(3) 収集方式

許可事業者が、定期的に年4回（3か月に1回）の収集業務を行っている。

(4) 生活雑排水処理手数料改定の推移

(直近5回改定分・消費税を含む)

年 月 区 分		平成 29 年 4 月			令和 2 年 4 月	令和 5 年 4 月
		平成 29 年度 特例 措置	平成 30 年度 特例 措置	令和 元年度		
浄 化 槽 容 量	100 リットル未満	658 円	698 円	738 円	813 円	893 円
	100 リットル以上 150 リットル未満	857 円	909 円	961 円	1,057 円	1,161 円
	150 リットル以上 200 リットル未満	1,053 円	1,117 円	1,181 円	1,301 円	1,429 円
	200 リットル以上 (200 リットル以上 50 リットルごと)	150 リットル以上 200 リットル未満の金額に下記の金額を加算				
		197 円	209 円	221 円	244 円	268 円
改定率 (100 リットル未満)		9.2%	6.1%	5.8%	10.2%	9.8%

※収集経費の負担割合：平成29年度から令和元年度にかけて、手数料及び補助金の負担割合を、約5割ずつになるよう改定（平成28年度以前は、収集経費の6割相当額を補助）

※原価計算等の資料に基づき、廃棄物減量等推進審議会での審議・答申を受け改定

(5) 生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金と処理委託料の推移

(単位 円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金 (前年度比%)	8,996,919 (84.3)	8,891,346 (98.8)	8,203,440 (92.3)	7,623,432 (92.9)	7,659,676 (100.5)
処理委託料 (前年度比%)	16,931,908 (89.7)	15,351,068 (90.7)	14,367,168 (93.6)	13,380,258 (93.1)	13,085,579 (97.8)

※許可事業者からの実績報告・申請により、許可事業者に生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金を交付している。

※対象地区：市内全域。ただし、戸隠・鬼無里・中条地区は設置されていない。

(6) 収集許可事業者

生活雑排水汚泥の収集は、地区割により許可事業者が収集を行い、中間処理をする信濃理化学工業㈱へ投入している。

地区	収集許可事業者	投入施設
下記を除く全地域	長野市生活環境協同組合	信濃理化学工業㈱
松代町大室、若穂、豊野	信濃理化学工業㈱	

(7) 中間処理

信濃理化学工業株式会社

所在地 長野市松代町大室1279番地 1

処理方式 脱水施設

処理水については、活性汚泥法＋接触ばっ気法＋砂ろ過＋活性炭ろ過で処理後放流

処理能力 130kL／日

処理主体 信濃理化学工業株式会社（長野市からの委託による）

処理区域 長野市全域

(8) 最終処分

中間処理施設において生じた脱水汚泥は、業務委託により堆肥化処分する。

中 間 処 理 施 設	最 終 処 分
信濃理化学工業㈱	クリーンユーキ㈱佐久工場（佐久市）で堆肥化

(9) 収集量の推移

(単位 kL)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
下記を除く全地域	1,185.7	1,062.0	992.2	920.3	833.9
松代町大室、若穂、豊野	138.0	126.7	120.3	115.8	113.4
合 計	1,323.7	1,188.7	1,112.5	1,036.1	947.3
(前年度比%)	(88.9)	(89.8)	(93.6)	(93.1)	(91.4)

(10) 申し込み基数及び作業基数の推移(年度末)

(単位 基)

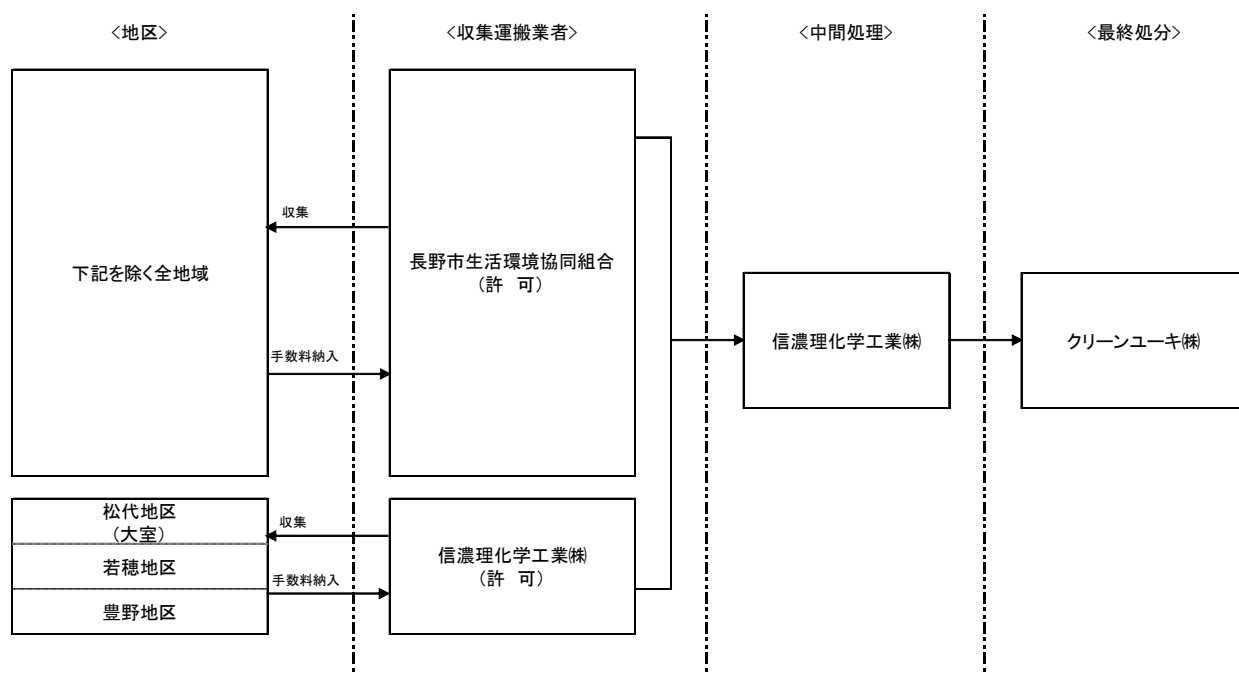
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申し込み基数	1,833	1,689	1,534	1,437	1,346
(前年度比%)	(90.1)	(92.1)	(90.8)	(93.7)	(93.6)
延べ作業基数	6,534	5,957	5,486	5,090	4,652
(前年度比%)	(88.6)	(91.2)	(92.1)	(92.8)	(91.4)

(11) 地区別申し込み基数の推移(年度末)

(単位 基)

地区名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第一～第五	9	10	9	9	8
芹 田	12	12	6	6	4
古 牧	15	15	15	14	12
三 輪	2	2	2	2	2
吉 田	0	1	1	1	1
古 里	28	26	23	22	21
柳 原	12	12	13	12	11
浅 川	8	8	7	9	9
大豆島	4	4	3	3	3
朝 陽	28	27	22	16	16
若 槻	96	91	87	78	69
長 沼	5	3	3	3	3
安茂里	108	100	97	93	92
小田切	26	26	19	18	18
芋 井	60	61	51	50	53
篠ノ井	438	403	366	349	318
松 代	427	378	342	321	300
若 穂	147	130	121	117	113
川中島	174	155	137	120	109
更 北	132	128	113	103	93
七二会	16	15	16	16	16
信 更	44	40	40	38	37
豊 野	12	11	10	9	8
大 岡	1	4	4	3	3
信州新町	29	27	27	25	27
合 計	1,833	1,689	1,534	1,437	1,346

(12) 生活雑排水汚泥の処理体系



3 長野市廃棄物減量等推進審議会

本市の行政改革大綱に基づいた審議会等の統廃合により、それまでの「長野市ごみ減量・再資源化推進検討委員会」と「長野市廃棄物処理審議会」が、「長野市廃棄物減量等推進審議会」として平成17年10月1日に設置され、市長の諮問に応じて、し尿処理、ごみの減量・再資源化等について調査・審議していただくほか、必要に応じて提言を行っていただいています。

委員は学識経験者、民間諸団体の代表及び公募委員（3人の一般市民）の合わせて15人で構成されています。

◆長野市廃棄物減量等推進審議会からの答申

答申（平成28年10月28日）

- ・一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定について

平成28年3月29日に「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定」について同審議会に諮問し、平成28年10月28日、し尿処理手数料並びに生活雑排水処理手数料及び補助割合について改定されたいとの答申を受ける。

答申（令和元年10月28日）

- ・一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定について

平成31年3月28日に「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定」について同審議会に諮問し、令和元年10月28日、し尿処理手数料及び生活雑排水処理手数料について改定されたいとの答申を受ける。

答申（令和4年10月26日）

- ・一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定について

令和4年6月30日に「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定」について同審議会に諮問し、令和4年10月26日、し尿処理手数料及び生活雑排水処理手数料について改定されたいとの答申を受ける

